

海外送金を行うお客さまへの「受取人の実質的支配者」確認のお願い

謹啓 平素は〈たましん〉をご利用いただき誠にありがとうございます。

弊金庫では、外国為替及び外国貿易法および金融庁「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」に基づき、最終的な資金の受取人が北朝鮮居住者でないこと、また受取人（法人）の関係者（主な株主や取締役）及び実質的支配者（注1）に北朝鮮居住者（個人・法人）がいないことの確認を行っております。

つきましては、下記のとおり確認事項（必須）を追加させていただきますので、何卒、ご協力の程宜しくお願いいたします。

謹白

記

確認事項

送金方法	確認事項
FAX 海外送金サービス	海外送金ご依頼の際、外国為替センター担当者より受取人（法人の場合、実質的支配者を含む）が北朝鮮規制に該当しない旨を電話にて確認させていただきます。
外為インターネットサービス	送金理由欄へ「NNK,NI」（NOT NORTH KOREA, NOT IRAN の略称で、北朝鮮関連およびイラン関連ではない意）を入力してください（注2）。 ※受取人（法人の場合、実質的支配者を含む）が北朝鮮規制に該当しないことを含めての入力であることを確認させていただきます。また送金申込書にも、当該規制に該当しない旨の文言を追記させていただきます。

（注1）（1）北朝鮮に主たる事務所を有する法人が発行済み株式総数の過半数以上を保有している場合、（2）役員の過半数以上を北朝鮮に住所等を有する者が占めている場合等が該当

（注2）NNK,NI の入力方法について（外為インターネットサービス操作手順書 P.41）

【入力例】

貿易の場合	AUTO PARTS / NNK,NI (商品名) (制裁関連なし)
貿易外の場合	COMMISSION / NNK,NI (送金理由) (制裁関連なし)

以上

ご不明な点は以下までお問い合わせください。

多摩信用金庫 海外事業支援部

042-523-9190